

幕末期畿内幕領における夫役人足
の管理・使役体制

——長州戦争時の手代に着目して

尾崎真理

はじめに

江戸幕府は、将軍上洛や日光社参への供奉、一時的・局地的には一揆鎮圧や城地受取などの軍役動員、また城・用水普請、助郷などにおいて百姓役を賦課した。

百姓役について注目されたのは、一九五〇年代に、役家体制論の中で農民層内部の特定階層を役家Ⅱ本百姓と把握する際の基準としてであった^①。その後七〇年代に、律令制以来の枠組みである国や郡を単位に賦課する国家的な課役体系を通じて、諸身分が編成されていたことを高木昭作氏が指摘し、以降、国家論の隆盛とともに、川

除普請や日光社参、助郷などにおける役賦課体系について盛んに研究された^②。これらの研究は、百姓役である人足の動員・徴発の性格を問うものであったので、人足の徴発体制の究明に主眼が置かれたものが多い。

また人足の供給源については、主に都市史研究の中で解明が進んだ。百姓役は実際には代納される場合が多いため、人足の供給源を都市下層民らで構成される「日用」層に依存しており、彼らによるあばれ、がさつ、ねだりや欠落、取逃などが問題化していたことを吉田伸之氏が明らかにしている^③。同様の問題は幕末の歩卒徴発でも指摘されている^④。

一方、徴発後も、人足を任地において適正に管理し、労働に従事

させる必要があるが、人足の使役・管理体制については、研究史上あまり関心が払われて来なかった。人足による問題行動が発生しているならば、なおさらその管理体制の構築が必要であり、代官役所・管轄地域・請負業者らが、徴発した人足をいかに管理し、使役したかという点は、幕府による役の実現の可否はもちろん、地域の負担の構造を考える上でも重要である。

人足の問題行動は、実際の軍事動員において最も先鋭化すると考えられる。例えば、『広島県史』では、長州戦争の際に動員された夫役人足が仮病で逃亡したり、前線近くへの出動を拒否したりした例が紹介されている。⁵⁾しかし、徴発後の人足の使役・管理体制についての検討は、内戦期においてもなおほとんどなされていない。

長州戦争時の物資調達・夫役動員体制を検討した久留島浩氏は、「自治」的行政機関として平時より代官役所支配を補完していた中間支配機構（村連合たる組合村〔郡中〕——その代表者たる惣代庄屋〔郡中惣代〕）による地域運営体制が内戦期においても機能し、戦争の遂行を支えていたことを指摘するが、⁶⁾ここでも人足の徴発体制に主たる関心が置かれ、徴発された人足の管理・使役体制についてはあまり検討されていない。これは人足と共に従軍し、人足の指揮・管理を任された現地役人の史料の欠如にもよるであろう。先行研究で使用されている史料は主に地方史料であり、村側——地域の中間層（大庄屋、惣代庄屋など）——の視点とならざるを得なかった。し

かし、派遣後に無断で帰村した人足を村役人が任地へ送り返したように、⁷⁾村請制に依存した徴発体制をとる以上、徴発後も郡中は人足の行動に責任を負っていたはずである。

これらの事実を踏まえると、役賦課体系の評価には、徴発から実際に至るまでの徴用体制全体を見通す必要があるが、徴発地域から離れた戦地で人足が就労し、日々状況が変化する戦時に、平時の地域管理体制はそのまま機能するであろうか。戦地の人足の取締には、国元の中間層に加え、戦地に出張した役人の存在が不可欠であろう。

長州戦争時、幕領においてこの任に当たったのが、現地に出張した代官役所や勘定所の役人らであった。周知の通り、幕府の軍事制度では、戦時になると、平時より軍事的任務に服していた番方以外に、役方にも軍事的な任務が与えられた。⁸⁾にもかかわらず、幕末の内戦期においても三兵などの軍事関係の役職に研究者の関心が集中し、⁹⁾勘定方の兵站業務については諸役人の編成方法や指揮系統の問題も含め、具体的実態は不明のままである。久留島氏の研究も、兵站業務を支えた中間層の機能解明に比重を置いたため、勘定方役人の動きについては検討の余地がある。

そこで本稿では、①長州戦争時の夫役人足の任地での動向から、人足の使役上の問題の所在を明らかにした上で、②代官役所手代を中心とした現地役人による人足の取締体制を、金銭管理の側面を中心に解明する。

第一章では人足徴発令の概要とそれに対する郡中の対応を、第二章・第三章では人足の現地での実態と取締体制を、御用(第二章)と郡中用(第三章)に分けて検討する。主な使用史料は旧撰津国住吉郡北田辺村(現大阪市東住吉区北田辺)「三枚家文書」¹⁰で、同文書には大坂鈴木町代官役所手代の三枚泰次郎が残した第二次長州戦争時の従軍記録が含まれている¹¹。北田辺村は一七世紀末以降幕領で、当時は大坂鈴木町代官内海多次郎の支配下にあった¹²。なお、文化期(一八〇四〜一八一八)以降、大坂には鈴木町と谷町の二代官役所が置かれ、慶応元年(一八六五)の「御代官御預所御極高」によると、鈴木町代官内海多次郎が撰津・河内・和泉国のうち七六〇〇〇石余、谷町代官斎藤六蔵が撰津・河内・播磨国のうち八五〇〇〇石余を支配した¹³。

三枚家は同村庄屋を数代にわたって勤めた家であったが、人足の派遣にあたり、当主の泰次郎が鈴木町代官手代に採用され、慶応元年一月から翌年二月まで広島に出張して「夫役取締御用」を勤めた関係で、同文書には手代史料が多数残る。幕領・代官研究においては、幕府勘定所史料の多くが埋滅し、代官役所史料も一部の文書群を除くとまとまった史料がなく、地方史料の検討がその中心をなしてきた。近年領主文書の発掘も進むが、幕領の支配機構は今なお不明な点が多い。その点、同文書は手代史料としてまとまっており、手代の就労日記などは管見の限り他に類を見ない。従って本稿は、

人足の取締体制の解明を通じて、幕領における支配の実態の解明にも寄与することになるだろう。なお、本稿では、各代官管轄地域全体で結成する村連合体(組織)をさす場合は「郡中」、代官が管轄する地域自体を指す場合は「管轄地域」と表記する。

第一章 夫役人足徴発令と郡中の対応

実戦が回避された第一次長州戦争後、慶応元年(一八六五)三月頃には幕長間の対立が再び避けられなくなり、四月、幕府は長州再征を命じて將軍進発を行った。そして九月、再征の勅許を得た幕府は、老中板倉勝静を通して京都以西の幕領代官に、各管轄地域から夫役人足を徴発するよう命じた¹⁴。徴発令では、兵糧等を運搬するための人馬を要するが、請負人足ではいかなる者が紛れ入るかわからないため、幕領の百姓を現夫で徴発するとして、①人足を高一〇〇〇石につき五人、人足をまとめる宰領を人足二五人につき一人の割合で(徴発し、人足には②留守中の耕作代行者を雇うための手当(一カ年金二〇両)や、留守宅に不慮の難儀が生じた場合の手当、③食料や副食代一人一日錢一〇〇文(宰領は二倍)、④給半天・股引・足袋一揃いを支給し、布団は貸与すること、さらに⑤人足取締のために代官役所下僚(手附・手代)を同行させ、沙汰次第出発することなどが命じられた¹⁵。徴発令は大坂代官管轄地域には一月一〇日に触れら

れ、翌日、鈴木町代官管轄地域では郡中集会において「人足差出し方并郡中弁金等」が決定された。¹⁶⁾

【史料一】¹⁷⁾

今般長防へ御人数御差向ニ付、人足夫役之義、上方筋・西国筋之御料所村とる高千石五人宛、尤人足凡廿五人ニ付才領老人ヅ、付添差出ニ申内、三百四拾人ハ来十四日出立之筈早急之儀ニ付、当地御式分ニ而割合、当御分るる百七拾人、明後十三日七ツ時迄ニ才領付添、郷宿へ向罷出候様可取斗旨被仰渡候事

^{第一卷}一人足之義者、若キ壮健成もの相撰者勿論、其所出生之もの差出可申事

^{第二卷}一才領之者者、村役人ニ不限、百性之中ニ而も差働、御用弁成者相撰可申事

^{第三卷}一人足御手当金、壹ヶ年ニ金式拾両之日割を以被下置、并装束向別紙御沙汰書之通一通りハ被下置候得とも、今般之御用筋夫役之義を以御手当被下候外、郡中方も別段手当金差遣し候間可然哉、尤此義ハ遠国御料所ハ兎も角、御八分区とニ而者不平を生し候而者不宜候間、一同評談之上取極可申積ニ候得共、差

向候処当郡并ニ谷町御分共篤と打合置候様致候事

^{第四卷}一御手当金之義ハ、出立前内拝借可致積り之事

^{第五卷}一御手当金之義ハ、才領之ものへ為持、人足之者入用之節切出

手渡為致候而可然哉之事

^{第六卷}一才領・人足共、先とニおゐて若出奔・逃去候而者不都合候間、其辺得与取締急度可致事

^{第七卷}一人足ハ、袷半天・股引・足袋等被下候へ共、追と寒サニ向ひ候間、右被下候半天之下へ借用之分銘と手当為致候事

^{第八卷}一才領之ものハ、半天・割羽織・帯劔ニ而可然由、睨与御取極之上者御沙汰有之候事

^{第九卷}一人足半天之背中へ当御分ニ印付候而可然事

右夫と今席評儀之上、明十二日四ツ時迄ニ村限り人数取極、右辰前にも無遅刻可申出事

郡中集会では、人足は若く、壮健な者を出身村から選び（第一条）、郡中から手当金や防寒用の着物代を渡すこと（第三条・第七条）が決められた。また人足の半天の背には鈴木町御分（同代官管轄地域）の印を付け（第九条）、人足の所属を判別できるようにしている。宰領には村役人に限らず、よく働き御用に精通する者を選び（第二条）、装束等は半天・割羽織・帯刀と、人足のそれとは差を設けている（第八条）。他に手当金の管理方法（第五条）や人足の出奔・逃亡の防止に努めること（第六条）などの取締策にも触れるが、この時点では具体性に欠ける。というのも、この三日後には人足三四〇人を出立させるため、大坂代官管轄地域（谷町・鈴木町）で半数ずつに割り合

《表①》宰領・人足の徴発数・徴発率

村名	A 慶応元年 11/14 出 (人)	B 追 ^而 沙汰分 (人)	A+B (人)	村高 (石)	A+B/ 千石 (人)	A/ 千石 (人)	宰領 (人)
稗島村	3	4	7	1,460.690	4.79	2.05	
佃村	4	3	7	1,419.025	4.93	2.82	
野里村	4	2	6	1,196.124	5.02	3.34	1
大和田村	3	2	5	1,081.634	4.62	2.77	
御幣島村	0	2	2	405.848	4.93	0.00	
大野村	0	1	1	250.947	3.98	0.00	
福村	0	1	1	195.997	5.10	0.00	
伝法村	0	1	1	140.270	7.13	0.00	
申村	0	1	1	120.085	8.33	0.00	
助太夫開	0	0	0	72.781	0.00	0.00	
当組分	14	17	31	6,343.401	4.89	2.21	1

(典拠) 越知家文書貢租 154-1。村高は木村礎校訂『旧高旧領取調帳』近畿編(近藤出版社、1975年)、稗島村の石高のみ越知家文書支配 19 慶応元年「御進発掛書類」うち 3 慶応 2 年 8 月 6 日「御在城ニ村、村々労役御手当被下置候御請書控」。宰領は【史料一〇】より宰領を 1 人派遣していることと、三枚家文書 A-240 慶応 2 年 2 月 17 日条に「野里村々宰領壹人罷越候」とあることより確定した。

い、一二日に村ごとの徴発数を申告し、一三日に人足らを郷宿方に
 参集させる必要があったからである。

人足の割賦方法については、《表①》の通り、鈴木町代官管下の摂
 津国西成郡稗島村を含む一〇カ村の組合村(稗島組)において判明
 する。稗島組では、規定通り一〇〇〇石に約五人の割合で三一人を
 負担する予定で(《表①》A+B)、A一四人はこの時に立出し、B残
 り一七人は沙汰次第派遣されることとなっていた。しかし、その後
 の徴発はなく、結局先発の一四人のみが徴発された形となり、組と
 しては一〇〇〇石に約二・二人の徴発率となった。その結果、組内
 の各村の徴発率も不均等になった。管轄地域全体でも、例えば、
 村高六八五石余の上福島村の派遣数が六人であるのに対し、村高一
 六一三石余の九条村は二人で、さらに中喜連村(村高六七六石余)は
 人足を派遣していない(九四頁《表⑥》13・15¹⁸⁾。また当時の鈴木町
 代官の支配高七六〇〇石余に対して、管轄地域で人足を派遣した
 村(幕領分)の高合計が六一〇〇〇石余であるため(《表⑥》村数、高
 計)、人足を派遣していない村は複数存在するとみられる。管轄地
 域全体の徴発率が約二・六四人で、稗島組の徴発率と差があること
 からも、組合村や村により人足の徴発率に相当な差があったと考え
 られる。これにはB分の派遣がなかったことに加え、発令から中四
 日程で立出しという矢継早な、かつ現夫での徴発であったため、差し
 当たり人足を派遣できる村から対応した結果と考えられる。また当

時大坂代官管轄地域に課された大坂城賄や加助郷負担が勘案された可能性もある²⁰⁾。徴発令は徴発地域一律で徴発率を規定していたが、実際には戦況により必要数量は変わる。徴発率の低さは必ずしも村方の抵抗のみに起因するわけではなく、村方の負担の調整に加え、実際の必要量に合わせた結果でもあった。一方、稗島組で人足の徴発率が最も高い野里村が宰領も派遣していることから、宰領には人足の徴発率に関係なく適任者が任じられたと考えられる。

人足の担い手については、成人男性の戸主や戸主の息子・弟で、肩書に屋号を持つ商人と思しき者や借屋層が見られる。同定できた例はわずかだが、持高からは下層に位置し、小商などを営む者がいる²¹⁾。一方、宰領には苗字が判明する者もあり《表②》(次頁)、【史料一】第二条の規定からも、村役人やそれに準じるような各村の有力者から選ばれたと推定される。

郡中集会では、郡中支給の手当や餞別の金額《表③》(次頁)も決定した。【史料一】第三条では、遠国幕領はともかく、御八分(摂河泉播幕領を支配する代官・大名八名の管轄地域)各々で金額が不統一であると不平が生じるため、当面大坂両代官の郡中で熟談しておくとした。これは各管轄地域から集結した人足が現地で接触することで、各々の待遇などの情報を共有して国元に無心することを見越した処置であろう²²⁾。大坂代官役所で取り決められた支給額や方法は畿内の他の管下幕領にも伝わっており、畿内幕領における先例となったと

考えられる²³⁾。このうち出立時には人足一人当たり六〇日分の手当金三兩一分二朱(宰領は四兩三分二朱)と、餞別金のうち七兩(宰領は一五兩)の計一〇兩一分二朱(宰領は一九兩三分二朱)が郡中から支給された。この手当は代官役所から内借し、郡中から村役人を通して宰領や人足に分配された²⁴⁾。

最終的に、一五日に先隊(宰領七人・人足一六四人)、翌日に跡隊(宰領一〇人・人足二五一人)が大坂を出発し、広島まで御用物を運んだ²⁵⁾。また取締役として鈴木町代官役所から三枚泰次郎(先隊)と池山新平(跡隊)、谷町代官役所から清田瀬十郎の手代三人が同行した。行きは陸路で西国街道を通り、広島には一二月三日に先隊、四日に跡隊が到着した。

第二章 徴発後の人足の動向と手代の管理体制

第一節 戦地での人足の動向と指揮管理

大坂出立後、手代らは普請役より「今般之御用ニ出役之義候ハ、御勘定へ日之模様申上、可差函請」とされ、勘定所役人の指揮下に入った。例えば、一月二日には普請役から「人足何人之内何人者大坂より十五日出立、何人者跡を罷越候、尤長持幾棹・脊負幾ツ、此人足何人ツ、手替り之事委敷書記し可差出」と指示があり、運搬

《表②》大坂代官管下の宰領一覧

先隊 (7人)

名前 (年齢)	支配	出身村	
作蔵 (45)	鈴	摂津国	東成郡本庄村
弥右衛門	鈴		東成郡千林村
藤 宗一郎 (45)	鈴		西成郡野田村
加邊カ 萬助	鈴		西成郡上福島村
由兵衛	谷		西成郡北野村
庄兵衛	谷		西成郡北野村
友治郎	谷		八部郡東須磨村

(典拠) 三枚家文書 A-6・109・238・240・318-1、跡隊藤兵衛については『堺市史 続編』第1巻 (1971年)。

(註1) 支配・出身村・苗字は把握できたもののみ記載。ただし苗字の記載がある者も公的に苗字を名乗ることが認められている訳ではない。

(註2) 三枚家文書 A-290 慶応元年11月「人足覚帳」には宰領東須磨村市三郎の名がみえるが、この後の史料には出ていないため、途中で交代したものと考えられる。

跡隊 (10人)

名前	支配	出身村
吉兵衛		
善兵衛		
栄三郎	谷	摂津国兔原郡住吉村
弥兵衛		
嘉兵衛	谷	
喜兵衛	鈴	摂津国西成郡木津村
藤兵衛	鈴	和泉国大鳥郡中筋村
松治郎		
九右衛門	鈴	
市兵衛		

《表③》宰領・人足の手当・餞別金額

種類	支給者	宰領 (両)	人足 (両)
1ヶ年分御手当 (日割)	代官	20	20
1ヶ年分手当 (日割)	郡中	30	20
餞別金 (出立の節仕度手当)		15	7
餞別金 (〃、追って沙汰の積り)		5	3

(典拠) 三枚家文書 A-6・越知家文書頁租 154-1。

する長持と背負箱の個数・重量・運搬者の割り当て方を記載した帳面や人足の名簿を普請役に提出している。²⁶⁾ このように、手代はもちろん、勘定所でも人足の詳細な情報を把握し、人足を管理下においた。

広島到着後も人足らは現地に留まり、歩兵方や勘定所など各部署に配属されて戦闘準備に従事した。現地では勘定方として、勘定吟味役の小野友五郎を筆頭に、勘定吟味方改役・勘定吟味方下役、勘定組頭の馬場五郎を筆頭に、勘定・支配勘定、さらには普請役など、二〇人程の勘定所役人が城下に舎営していた。また倉敷代官桜井久之助は、中島町の秋田屋儀右衛門方に仮役所を設けて兵糧方を、馬喰町御用屋敷詰代官の佐々井半十郎は、「諸軍隊焚き出し方其外御入用向」を担当し、現地ではこれら勘定方役人の指揮の下、手代が人足を差配した。²⁷⁾ 他にも大森・生野・久美浜代官の手附・手代などの名がみえる。本節では、三枚の従軍日記などから現地での人足の動向や人足管理の実態に迫る。²⁸⁾ 本章で注記がない記述は全てこの日記に拠っている。

まずは試みに現地到着から一カ月以内の人足らの動きを抽出すると、以下の通りである。一二月五日、三枚は現地の勘定所より先隊人足の配属先(歩兵方・勘定方)別の名簿を提出するよう命じられ、翌日名簿を提出した。六日には

宰領弥右衛門らが広島の外港である江波島へ玉薬の水揚げに出て、七日には三枚が宰領二人・人足六四人を率いて江波島において糞・笠・蒲団など七品を水揚げして同所の蔵に積み込み、大砲・玉薬車などは船積みした。²⁹ 八日、宰領一人・人足五人が江波島で蒲団を調べ、人足三〇人が京橋で水揚げ、宰領一人・人足二五人（のち、人足三〇人追加）は桜井仮役所に出動して蒲団を各部署（歩兵方・騎兵方・大砲方）に運搬した。夜には前日到着予定であった荷物が到着し、玉薬方から水揚げを命じられたが、夜間の労働は難しいとの宰領の訴えを受け、三枚が勘定の森に伺うと、水揚げは翌日に延期され、九日に人足一五〇人が京橋において深夜まで大砲方・玉薬方荷物の水揚げに従事している。³⁰ この他に人足は各宿所で焼き出しも行っており、例えば二月一八日には、二〇日朝に大砲方二八人の宿所・研屋町正順寺に三人、大砲方三八人の宿所・東寺町金龍寺に四人の人足を焼き出し要員として派遣するよう命じられている。以上より、広島城下での人足らの主な仕事は、御用物の水揚げや蔵入れ・船積み、各部署への運搬、焼き出しであった。一二月末時点の宰領・人足の配属先を示した《表④》（次頁）より、勘定所や焼き出し要員として各寺に配属された者以外は、弾薬を掌る玉薬方や三兵（歩兵組・持小筒組・騎兵組・大砲組）などの軍事関係部署に配属されたことがわかる。人足は基本的に配属先の業務に従事したが、配属先が変更される場合や、部署間で人足が貸借される場合もあった。

また宰領は各部署に数人ずつ配属され、人足の就労場所に付き添って人足を監督・使役する立場にあった。

一方、数万の軍兵が広島城下や周辺村に長期滞在したため、治安悪化などの問題も発生した。慶応元年二月八日、広島藩は「廣島の如きは先鋒総督の駐在する所、且幕府中軍・先陣の諸兵屯集する地なるを以て幾万の軍兵は城下に充溢し、東は海田駅、西は廿日市駅、北は可部に至る諸村落に舎営し、至る所軍兵ならざるはなし」と城下や周辺村に軍兵が溢れる様子を伝え、「人民は之か待遇に慣れず、藩士は之と衝突を生し易き」ことを憂慮し、藩士に対して「先方江対し不作法・失礼ケ間敷」ことがないよう厳命している。³¹ 広島到着から一カ月ほど経った頃から、三枚の日記でも人足らの不始末が目につくようになる。以下、問題発生状況と対応にあたる手代や宰領の動きをみていく。

（事例1）

慶応二年（一八六六）正月二三日、京橋脇東柳町にある橋本屋清八の居酒屋で、人足の庄七（摂津国西成郡曾根崎村）と太平治が酒を所望したことをきっかけに、清八と口論になった。³² 清八は庄七と太平治およびそこに駆けつけた人足佐助（同郡西高津村）を打擲し、庄七と佐助に傷を負わせて逃走した。その後、他の人足が報復のために清八を捕まえようとしたところ、はずみで人足が建具などを壊して

〔表④〕慶応元年12月末頃宰領・人足配属先（人）

先隊（鈴木町三枚付）

焚出人足	戒善寺（騎兵方）	7
	般舟寺（歩兵方）	22
	妙慶院（騎兵方）	2
歩兵付 （竹屋町圓隆寺宿所）		88 [4]
勘定所付 （竹屋町圓隆寺宿所）		48 [3]
先隊合計		167 [7]

〔典拠〕三枚家文書 A-318。焚出人足の配属部隊名は A-289 寅（慶応2）年正月17日「覚」。

〔註1〕先隊の内4人は病気のため帰国済。

〔註2〕[] 内は内、宰領の人数。

跡隊（谷町清田付 129 + 宰領 5
／鈴木町池山付 122 + 宰領 5）

焚出人足	戒善寺（騎兵方）	5
	禪林寺（大砲方）	5
	源勝院（大砲方）	3
	海雲寺（持小筒）	4
	本照寺（持小筒）	4
	延命院・聖光寺（持小筒）	4
	廣寂寺（玉薬方）	6
	金龍寺（大砲方）	4
	正順寺（大砲方）	3
大砲方（渡切） （研屋町誓立寺宿所）		100 [3]
持小筒（渡切） （七十軒多門・等覺院宿所）		40 [3]
玉薬方（渡切） （稲荷町廣寂寺宿所）		32 [1]
勘定所付 （細工町西蓮寺宿所）		51 [3]
跡隊合計		261 [10]

しまうなどの大事になり、相手方の清八は広島藩町方掛に捕えられた。人足が所属する玉薬方の玉薬奉行から勘定組頭への報告では、以前幕領人足が打擲された際に、人足の夜行や口論を禁じたが、今回再発したとされており、現地住民や諸軍兵との喧嘩が問題化していたようである³⁵。玉薬方は出張先で発生した事件であるため、前回には今後のため

にも勘定方で取扱うべきと判断して、手代池山に取扱い方を相談した。池山からは代官佐々井に相談するよういわれ、さらに佐々井からは勘定所に報告するよう指示され、勘定所への報告書提出に至ったという。このように、各部署に配属された後も、人足は徴発した代官役所の支配下であり、問題発生の際は手代および代官役所の上級機関である勘定所が処理する必要があった。徴発後も人足は各代官役所管下の百姓であり、支配関係は変わらないのである。

（事例2）

慶応二年正月一三日朝、宰領より谷町代官管下の摂津国武庫郡出身の人足一人が見当たらず、「帰村いたし候様見請」との届出があり、手代が様子を見に行くと、人足は既に退去しており、手代から代官佐々井と勘定の森にその旨を報告した。夜にはそのうち九人を連れ帰るも、二人は逃亡した旨を手代から佐々井に届け出ている。

この場合、人足と同宿の宰領から連絡を受け、手代が人足を検索するとともに、現地の幕府役人に状況を報告しているのである³⁶。また今回逃亡を企てた人足が全員武庫郡出身であることから、宰領や人足は現地でも出身地域ごとのまとまりをある程度維持して行動していたと考えられる。以上より、手代は基本的に宰領を通じて人足の取締・管理を行っていた。しかし、（事例3）のように、宰領自身の不始末が問題になった例もある。

(事例3)

慶応二年正月二日の日記には、「弥右衛門義、佃村廣太郎与申者之（撰津国西成郡）着物持出、難渋いたし居候段、届ケ参り申候」と記され、以降弥右衛門に関する記述が頻繁に登場する。弥右衛門は三枚配下で歩兵方付宰領（撰津国東成郡千林村）を勤めた者であった。この一件をうけて、翌三日に手代が弥右衛門の弟を召喚し、弥右衛門を連行するよう命じたが、弥右衛門は行方を眩まし、五日付で、手代より代官佐々井にその旨を報告した。³⁵ 翌六日には弥右衛門の目撃情報を受け、手代が弥右衛門を捕えるが、二〇日に再び行方不明となり、手代が一度発見するも、取り逃がしてしまった。そこで二二日、佐々井に再度その旨を届け出て、国元の代官に対応を伺うことにした。二五日には、鳥屋町の竹原屋百助方で失踪中の弥右衛門が酒を呑み、そこに居合わせた客に奥島（綿織物）を売つたとの情報が入った。この奥島は元々三枚の小者喜一郎（撰津国西成郡山口村）のもので、太助（同山口村）という者が持ち出して弥右衛門に渡していたため、太助は客人から奥島を奪い返してしまった。こうして事件が露見し、太助は「しぼり上」に処されるところであったが、竹原屋の希望で処罰はなかった。一方、弥右衛門は再び失踪し、二月二日にはその旨を手代が佐々井に報告している。³⁷ 二月初旬ごろ作成された書付では、「才領弥右衛門、十二月廿日方行末不知候ニ付除之」と記録され、宰領・人足の総人数から弥右衛門を除いており、弥右衛門が発見さ

れることはなかった。

このように、大問題となつた宰領の失踪であるが、実は弥右衛門はもともと宰領ではなかった。遡つて慶応元年一月一六日、遅れて出坂した先隊付人足七人が、鈴木町の詰合惣代（大坂の郷宿に定詰していた郡中惣代）らの書状を携え、³⁸ 三枚らの滞在先に到着した。その書状が【史料二】である。

【史料二】⁴⁰

然者泉劬舳松村人足伊三郎・弥兵衛・富吉・徳松・定吉・竹太
ノ六人歩兵方人足ニ相成、今曉発足為致、今晚ニ兵庫御留り先遣
差立候間、宜御差図可被成遣候、且右人足手当金之儀、忝人前
金三両ツ、都合拾八両封入致し候間、御預り置罷成、人足入用
之節、御渡し被遣度、取締り之儀者、昨夜以書状御達申候通、御
心得可被成候、右得貴意候、以上

十一月十六日

鈴木町詰合

惣代

三枚泰次郎殿

猶以本文同断歩兵付人足赤川村弥右衛門差遣し候金子之儀も、
前同断金三両封入致し、依之都合金廿壹両御入手御預り置御取
斗可被下候、然ル上者御手歩兵方人足昨今両日ニ而鈴木町御分ニ而
都合八拾三人貴所様御手下ニ相成候間、左様御承引可被下候、

尤今日之追出し人足者七人ニ御座候、且封入金子ハ都合式拾壹
兩御入手可被下候、以上

本文では、軸松村人足六人を派遣し、手当金を三兩ずつ封入するので、三枚方で預かっておき、人足らには入用の際に下付するよう三枚に指示しているが、注目されるのは尚々書である。尚々書では、千林村弥右衛門を歩兵付人足とし、弥右衛門への手当金も他の人足と同様三兩としている。一二月付の郡中による人足の調査書にも弥右衛門の名が見え（九五頁《表⑥》55）、郡中は人足として弥右衛門を派遣した。ところが、三枚は当日の日記に、「夜増田^{歩兵方}耕平被参候而、人数都合百六十四人・六人才領、都合百七十人と引合置候処、又と才領者人参り申候、前人足之内六人外才領者人跡出」と記し、「手控」の宰領人に弥右衛門の名を追加している。^④その後も現地では弥右衛門を宰領として扱っている。人足であったはずの弥右衛門が宰領を勤めた理由は定かではないが、宰領への変更手続等を行った形跡はなく、受け取り時の手代の勘違いに拠ると推測される。または、弥右衛門が後に問題を起こすことを考えると、自身を宰領と偽るなど、当初から手代を欺いていた可能性も高い。

いずれにしろ、これらの事例は、国元から遠隔の地で宰領・人足四〇〇人余を管理することの困難さを示す。裏を返せば、人足管理はそれ程不可欠な任務であったのである。

第二節 手代の指揮管理機能

前節の実態を踏まえ、現地における手代の指揮管理体制をまとめると、次のようになる。

まず広島では現地に設置された勘定所に手代が交代で詰め、現地出張中の勘定所役人や代官桜井・佐々井およびその下僚（以降、まとめて勘定方役人と称す）の下で人足を指揮した。

【史料三】^⑤

覚

一人足六拾人

右者明廿三日騎兵方江秣其外為持参候間、朝五ツ時迄ニ無相違
竹屋丁蔵所江御廻し被成候様いたし度存候、右之外ニ別段御
用も無之候間、仕舞次第為相休候間、其段宜敷御申諭、無間
違相廻し候様御取斗可被成候、右得御意度、如斯御座候、以
上

（倉敷代官所元縮手也）
逸見小十郎

正月廿二日

三枚泰次郎様

池山新平様

清田瀬十郎様

【史料三】では、倉敷代官役所手附逸見小十郎が三枚らに對して、騎兵方へ秣などを運搬するため、人足六〇人を竹屋町藏所へ翌朝五つ時までに派遣するよう指示している。このように、手代は勸定方役人の命を受けて、指定された人数・場所・時間の通りに人足を差配した。また現地での問題発生時は、【史料四】のような対応をとっている。

【史料四】

夫役人足之内、病氣之もの帰村之儀奉願候書付

内海多治郎支配所

摂州西成郡塚本村

病人 磯八

同州同郡野田村

同 佐兵衛

齋藤六藏支配所

摂州八部郡原野村

同 左門

右者今般

御先列御操出ニ付、内海多治郎・齋藤六藏支配所夫役人足御用物持送り方与して大坂表を罷越、先般当地着仕候処、書面之者共道中病氣ニ付、不取敢隊附御醫師大熊良達より療養受、種々薬用手当罷在候処、今以快氣之体も無御座、何分不抄取同人見

込之趣相尋候処、急速全快可仕体無之旨申聞候間、帰村之上療養為致度、此上時日相移、手後レ相成候而者尚更心配、且者内実失費も不少、難渋之趣才領之者方申聞候ニ付、篤与相糺候処、事実相違無御座候間、可相成義ニ御座候ハ、急速帰村之義被仰附候様仕度、尤替り人之義者御沙汰次第差出候様可仕奉存候、依之此段奉願候、以上

札
御勘定所
押切
慶応元年丑十二月
齋藤六藏手代
清田瀬十郎

内海多治郎手代

池山新平

三枚泰次郎

御勘定所

(付札)

書面願之通り
可取斗、代り人之儀者
追而可及沙汰候
慶応元年
丑十二月

人足の中に病人が発生し、彼らを隊付医師のもとで療養させていたが、一向に快復しないため、病氣の人足を帰国させ、代人を出し

《表⑤》幕府から宰領・人足（1人当り）に支給された手当

手当		宰領	人足
飯米		1日1度に白米2合ずつ朝・夕2度	
菜代		1日銭200文	1日銭100文
小弁当代		1日銭100文	1日銭50文
精勤のため、下付 (12月末)		金2朱	金1朱
夜間出勤時	小夜食料	白米2合代銀6分5厘	
	香の物買上代	銭16文	
	蠟燭代	53挺(人足150人分)代銭2貫200文 (=金1分永55文5分)	
広島～大坂の船賃 ・船方賄料(帰坂時)		金2分3朱 →のち金2分、永187文5分	

(典拠) 三枚家文書 A-109・238・334-8「申渡」。

『芸藩志』7巻(文献出版、1977年)所収「芸藩志」47。

(註1) 史料から判明したもののみ記載。

(註2) 蠟燭代のみ人足150人分の金額。

たい旨を三枚らが勘定所に願った。この願いが勘定所に認められた後、人足らへ広島から大坂までの船賃と船中賄料を下付すること、および看病人を付き添わせることを手代らから申請し、勘定所の許可を得た上で、病人を帰国させている。前節(事例1く3)からも明らかのように、人足の病氣・逃亡などの問題発生時は、届や願書を提出して勘定方役人の指示を受け、人足を帰国させたり、捜索したりしていた。無論国元の代官役所へも御用状で現地の状況を報告し、現地判断が困難な場合は指示を仰いだ。また時に人足の配属先

の軍事関係役人と直接交渉することもあった。

また現地では、幕府から夫食米・副食代・薪水が支給されたほか、出勤時には小弁当代、夜間におよば小夜食代・香の物買上代・蠟燭代、帰国時には船中賄料などの臨時手当が宰領や人足に支給された《表⑤》。これらの支給を受けるためには、勘定方役人に対して当日の出勤者の詳細を記した請求書を、受取の際は請求を手代から提出する必要があった。

【史料五】⁴⁵⁾

歩役人足日と被下候菜代御下ヶ奉願候

先隊附之分

人足百六十四人 内八十式人 内海分

八十式人 斎藤分

宰領七人 内四人 内海分

三人 斎藤分

但、先隊十一月十五日大坂出立を当月朔日迄十七日分、人足壹人ニ付日と百文、才領壹人ニ付日と式百文ツ、御代官より

受取渡し済

(跡隊附の分略)

右之通先隊・跡隊共、十七日分出立之節、御代官を請取相渡し

候ニ付、前書相渡し後之分御下ヶ渡被下候様奉願候

慶応元年

十二月十七日

齋藤六蔵手代

清田瀬十郎

内海多治郎手代

池山新平

三枚泰次郎

御勘定所

【史料五】では、大坂代官役所手代三名から勘定所に対して、宰領・人足の人数を報告して未支給の副食代を請求している。なお、受け取った副食代や臨時手当などについては、【史料五】を受けて佐々井半十郎が提出した「歩役人足并宰領之もの江菜代其外渡方之義申上候書付」の下札に「本文御勘定仕上之義ハ、桜井久之助方（前代官）取斗候様申達、御金請取手形者内海多治郎・齋藤六蔵方へ書類引渡、追而同人共手形与引替候様可申送候」とあり、勘定は現地の桜井久之助役所で仕上げ、金銭の受取については追って大坂代官の手形と引き換えることにしている。このように、幕府支給手当の申請および授受・管理も手代の重要な仕事であった。⁽⁴⁷⁾

以上のように、手代は国元の代官役所の指示を受けつつ、現地において(1)勘定方役人の指揮下での人足の統括や人足の配属部署の役人との連絡・交渉、(2)幕府支給の各種手当の申請や授受・分配などを行った。一方、郡中も宰領や人足に手当を支給したが、この手当

をめぐる、人足と国元間で金銭問題が多発していた。幕府の支給額は一定であるため、人足のねだり行為は基本的に出身地域に対して行われ、管轄地域の負担増が予測されたが、対する郡中も無策ではなかった。郡中は現地の手代に郡中への状況報告や郡中支給の金銭管理を求めたのである。

第三章 管轄地域の負担の構造と金銭管理システム

第一節 人足と管轄地域の金銭問題とその対応

まずは、鈴木町代官管下の郡中惣代より三枚ら現地に出張中の手代に届けられた手紙【史料六】【史料七】から、人足の出身地である管轄地域と人足間で生じていたトラブルの実態に迫る。

【史料六】⁽⁴⁸⁾

(前略) 拙村人足共々代筆ヲ以申越し候次第ニ而ハ、品と異同ニ而決定相成兼候得共、中ニハ出立之節宅元へ多分之金子残し置候も、何欵不足ケ間敷者不申越候ものも在之、又者案外之金子急速差下し呉不申而者、忽差支候様申越し候ものも在之候へ共、右等者代筆人之巧案与も被察候間、此段乍内と申上置候、此段含置、程能御取斗ひ可被成候様奉願上候、右之通品と不同も在之候へ共、

此度者老人前金三兩ツ、御差下し願上取斗ひ可申積りニ御座候間、当地ニ而ハ乍御鹿抹日と御賄ひ者在之、菜代等迄も御下渡し之候ハ、随分儉約致し相勤候様被申付度相願奉申上候、尤同人共家内・親共も無異ニ相暮し罷在候間、是又安心致し居候様、乍憚被仰聞度奉願上候（後略）

十二月廿一日

（藩老江守屋郡中敷代）
間市右衛門

池山新平様

三枚泰次郎様

【史料七】⁽⁴⁾

（前文、第一・第二条略）

（第三卷）
一人足共夫と手元差支候由を以御手元江貸下ケ之義申立候付、

御取調之上無抛分ハ御貸下ケ被成候趣、且人足共之中ニ者銘と村役人江向ケ老人前金拾兩宛、甚敷ハ金貳拾兩宛早と差立呉候様、無左候ハ、代り人足差下し呉候杯与夫と別封を以申越候、右ハ出立之節無数分ハ金貳兩貳分、餘慶之分ハ郡中ノ相渡候餞別七兩ト尚六十日分手当金三兩壹分貳朱、都合金拾兩壹分貳朱其俣持参之者も有之候処、纔之日数ニ差支候趣申立候者、甚以不都合ニ御座候得共、其段取斗方早速伺上候処、何分不取締之趣、厳敷御談しニ御座候得共、手当無之も如何候与品と申立、別紙巨細帳面之通、郡中ノ為餞別可差遣分、人

足ハ高金拾兩之内七兩者出立之節相渡、殘金三兩之分、才領ハ高金貳拾兩之内拾五兩ハ出立之節相渡、殘金五兩之分を以今般差立、尤右金子差立方之義、何分当節柄別而大金故、人足・才領ニ為持候事も難出来、依而差立方御所置願上候処、色と御周旋有之候得共、何れも思ふ様ニ無之故、其御地へ御出張道中 御代官佐と井半十郎様を於其地御下ケ渡、右代り金於当地相納可申筈、其御筋へ御申立被下候処、未夕御沙汰ハ無之候得共、必其辺之事ニ可相成候間、此旨貴所様方へ申達候様被仰聞候間、此段御承引可被成候、乍併右之通可差立候得共、万と一之時之用意迄与御心得、縦令何様申立候共、得与御取札之上、無抛次第ニ無之候半而ハ、御渡無之様致度存候、尤右金子今般差立方ニ付而ハ、村と役人呼立、老ケ村毎取調候義ニ而、右仕訳帳ニ渡方仕出し無之者へ者、決而御渡無之様被成度、実ハ餞別金之内殘金之分ハ、留主家内之者当節季之当ニ致し居候義ニ而、何れも意外之事ニ存居候、且右差立方ニ付而ハ夫と村役人ノ郡中江書付印形取置候義ニ而、尚差立方無之人足之分ハ、此度者差立貫候ニ者不及旨、則村役人ノ書面被差出候事ニ御座候間、此段御差合之上、宜御掛引可被成候

（第四ノ第三三条、後文略）

詰合

（中書江守屋郡中敷代）

佐と木才三郎

慶応元年
丑十二月廿七日

間市右衛門

野田村庄領 郡中惣代
勝重次郎

池山新平様

三枚泰次郎様

これらによると、(1)現地では人足らが手元差し支えを理由に、手代に金銭借用を願うことがあり、調査の結果、やむを得ない場合は貸与していた。⁽³⁰⁾ また人足の中には、国元の村役人に各々手紙で窮状を訴え、一人前金一〇両、中には二〇両の送金を要求する者さえいた。【史料六】では、人足の中には出立前に多分の金銭を留守宅に残しても、不足を訴えない者もいれば、高額の金銭を催促する者もいることを、郡中惣代（海老江村庄屋）の間市右衛門が伝えている。一方、住吉郡郡中惣代である中喜連村庄屋の佐々木は、同郡人足は特に不足を申し立てていないと伝える。⁽³¹⁾ このように、(2)各人足が手紙で国元に伝える内容は多様で、国元では状況が正確に把握できず、対応に窮していた。(3)現地には小額でも金二兩二分、中には満額の金一〇兩一分二朱を持参した者もあり、短期間で不足を訴えるのは不都合である。(4)とはいえ無下にも出来ないもので、今回餞別金の残金三兩（宰領は五兩）を送金する。(5)送金にあたり、村ごとの調査結果を仕訳帳に記したので、送金がない者には渡さないこと、この残金は元来留守宅の扶養に充てる積りであったため、送金がある者に

も非常時以外は渡さないように指示している。この仕訳帳の内容を《表⑥》（九四、九五頁）にまとめ、冒頭の三カ村分を次に掲載した。

【史料八】

一 拾兩壹分式朱之処、

内五兩ツ、出立之節当人江渡有之

五兩壹分式朱村方預り之分家内江相渡

外ニ金三兩ツ、当度差出ス

野里村

藤吉

房吉

辰次郎

音吉

佃村

龜七

佐太郎

廣太郎

卯之助

此分金三兩ツ、此度遣ス

大和田村

十兩壹分式朱之内、

内式兩三分二朱出立之節渡有之、

七兩式分村方預り之分家内渡

外ニ金三兩此度遣ス

巳之助

同金高之内、

内三兩出立之節渡、

七兩壹分式朱村方預り之分家内渡

外ニ金三兩此度遣ス

茂右衛門

同金高之処、

鶴松

内三両壹分式朱出立三渡、

七両村方預り之分家内江渡

外ニ金三兩此度遣ス

仕訳帳には、人足ごとに金銭支給状況と今回送金分の渡方の指示が記されているが、各村の報告書を転写したようで、村ごとに記載方法や内容が多少異なる。《表⑥》Ⅰは人足本人の持参額で、たとえば63南田辺村六兵衛が三分に対し、6天王寺庄の四人は満額の一〇兩一分二朱を持参するなど、現地への持参額はまちまちであった。

本人の持参分以外は多くをⅡ家族に残したが、全額を渡す者もいれば（48本庄村庄兵衛）、独身なのか全く残していない者もいる（7三番村善七など）。その他はⅢ村か、Ⅳ手代や宰領に預けて盗難や浪費を防止したと考えられる。間が言うように（史料六）、そもそも人足は現地で食料や薪水を受領しており、最低限の生活を営む上で持参金はそれ程必要ないはずである。しかし、中には既に規定額以上の金銭を支給した村や（23市岡新田など）、村方から前借した者（48本庄村・67舳松村人足など）もいた。第二章第一節（事例1）の庄七ら、（事例3）の弥右衛門が酒屋で問題を起こしていたように、町方に滞在することで過奢になり、金を浪費する者もいたのである。また人足が共謀して過大な要求をする可能性や、【史料六】で郡中惣代の間が心配していたように、代筆人による入知恵の懸念もあった。

このように、あらかじめ郡中で支給額を決めていても、支給状況や持参額は人足により異なっていた。これが現地の手代をして各人足の状況把握を困難にさせていた理由である。一方、国元では現地の状況を把握する手段は手紙しかなく、現地の物価高騰も予想される中、人足の要求の妥当性は判断し難い。そこにつけこんだ人足は手代や国元に無心していた。のちに近隣の一橋領で鈴木町代官管下の人足への手当金額などを調査した際の書付には、「大金申請候者仕合之由風聞有之」と、大金を申請した人足がいたという風聞が記録されている⁵³。郡中が恐れていたものはまさにこの過剰な金銭要求であり、だからこそ郡中からの手当の支給規定は、他の領知や他代官の管轄地域にも共有され、記録されていたのである。そこで、郡中は今回の送金に際し、各村が把握する人足の情報を手代に一括掌握させることで、人足の金銭管理を委ねる方策を採った。なお、現地への送金は次の方法を採っている。

《表⑥》 鈴木町代官管下人足全204人（慶応元年12月時点）への渡金内訳（1人当りの金額）

国	郡	村名 (村高(幕領分)、人足数)	人足名前	I本人渡	II家内渡	III村方預	IV手代 (or 宰領) 預	人足に渡す べき金額 (I~IV合計)	V当度渡	その他、備考	
摂津国	西成郡	1 野里村 (1196石余,4人)	藤吉、房吉、辰次郎、音吉	5両	5両1分2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
		2 佃村 (1419石余,4人)	亀七、佐太郎、廣太郎、卯之助	—	—	—	—	—	3両		
		3 大和田村 (1081石余,3人)	巳之助	2両3分2朱	7両2分	—	—	10両1分2朱	3両		
			茂右衛門	3両	7両1分2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
			鶴松	3両1分2朱	7両	—	—	10両1分2朱	3両		
		4 稗島村 (1464石余,3人)	弥助、弥次兵衛、三四郎	2両2分	7両3分2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
		5 新家村 (408石余,1人)	清右衛門	—	—	—	—	—	3両		
		6 天王寺庄 (1251石余,4人)	能条村	惣右衛門	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両	
			野村	源七、佐助	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両	
			平田	藤吉	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両	
		7 三番村 (608石余,1人)	善七	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		8 江口村 (556石余,1人)	菊次郎	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		9 山口村 (497石余,2人)	太七、幸助	—	—	—	—	—	3両	第1章第3節(中例3)では太助の名あり。	
		10 濱村 (265石余,1人)	勝次郎	—	—	—	—	—	3両		
		11 南方村 (711石余,2人)	安兵衛、庄助	—	—	—	—	—	3両		
		12 塚本村 (636石余,1人)	磯八	—	—	—	—	—	0	病氣ニ付12月27日帰坂 (「三秋家」B-63)	
		13 上福島村 (685石余,6人)	勘九郎	3両 (内2両差戻)	—	—	—	—	0	0	出立之節金3両2朱為持候 廻、内2両途中ノ差戻シ
			佐助	1両2分2朱 (内2分差戻)	—	—	—	—	0	0	出立之節1両2分2朱持参、 内2分途中ノ戻シ
			寅藏、万吉、千兵衛、政吉	—	—	—	—	—	3両		
		14 成小路村 (776石余,2人)	伊兵衛、浅七	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		15 九条村 (1613石余,2人)	文吉、嘉吉	—	—	—	—	—	3両		
		16 海老江村 (1380石余,3人)	甚四郎、清助	4両1分	6両2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
			伊兵衛	3両1分	7両2朱	—	—	10両1分2朱	3両		
		17 野田村 (1288石余,6人)	弥三郎	5両	5両1分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
			佐兵衛、幸助	8両	2両1分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分	佐兵衛、病氣ニ付12月27日帰坂(「三秋家」B-63)	
			文藏	9両2分	3分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
			善七	7両2分	2両3分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
			安次郎	7両	3両1分2朱	—	—	10両1分2朱	1両2分		
		18 勝間村 (1403石余,3人)	辰次郎、政吉、猪之助	—	—	—	—	—	1両2分		
		19 難波村 (1419石余,7人)	周松、辰之助、清兵衛、孫助、辰藏、岩吉、力松	—	—	—	—	—	1両2分		
		20 木津村 (2642石余,10人)	豊吉、勘藏、徳藏、善左衛門、長兵衛、松藏、竹藏、新助、秀左衛門、栄吉	—	—	—	—	—	1両2分	徳藏(他史料では徳松)	
		21 恩貴島新田 (191石余,2人)	菊松	7両3分2朱	2両	—	2分	10両1分2朱	3両		
		22 三軒屋町(村) (280石余,2人)	弥三郎	5両1分2朱	2両	—	3両	10両1分2朱	3両		
			治三郎	8両	2分2朱	1両3分2朱	1両	13両1分2朱	0		
		23 市岡新田 (1327石余,4人)	兵助	7両2分	3両	1両3分2朱	1両	13両1分2朱	0		
			藤三郎、清七、定七、元吉	4両1分2朱	8両	—	1両	13両1分2朱	0		
		24 池山新田 (38石余,1人)	卯右衛門	2両1分2朱	10両	—	1両	13両1分2朱	0		
		25 春日出新田 (488石余,1人)	清次郎	1両2分	2両	6両3分2朱	—	10両1分2朱	3両		
		26 津守新田 (481石余,1人)	庄太郎	2両3分2朱	10両2分	—	【1両】	13両1分2朱	0	④は「村方ノ取替」分	
		27 中島新田 (581石余,1人)	衆吉	2両3分	2両2分2朱	5両	—	10両1分2朱	3両		
		28 石田新田 (122石余,1人)	佐五郎	2両	7両1分2朱	—	1両	10両1分2朱	3両	佐五郎(他史料では作五郎)	
29 木屋新田 (19石余,1人)	善吉	1両	8両1分2朱	—	1両	10両1分2朱	3両				
30 西野新田 (59石余,1人)	和助	—	0 9両1分2朱	—	1両	10両1分2朱	3両				
31 恩加島新田 (332石余,1人)	長四郎	7両	5両1分2朱	—	1両	13両1分2朱	0				
32 千島新田 (211石余,1人)	宗兵衛	7両2分	2両2分	1分2朱	—	10両1分2朱	0				
33 百島新田 (88石余,1人)	嘉七	4両1分2朱	8両	—	—	12両1分2朱	1両				
34 四貫島村 (380石余,1人)	藤助	8両	2両1分2朱	—	—	—	3両				
35 西島新田 (158石余,1人)	平次郎	—	—	—	—	—	3両				
36 出来島新田 (250石余,1人)	清七	1両2分	5両3分2朱	—	3両	10両1分2朱	3両	④は手代・池山預			
37 西村 (518石余,2人)	市兵衛、伊右衛門	—	—	—	—	—	3両				
38 八幡屋新田 (176石余,1人)	文三郎	—	—	—	—	—	3両				
39 西高津村 (129石余,7人)	新兵衛、勘兵衛、弥助、佐助、徳藏、安兵衛、徳松	—	—	—	—	—	1両2分				
40 岡田新田 (75石余,1人)	清五郎	3両1分2朱	4両	—	3両	10両1分2朱	0				
41 代地場 (13石,1人)	浅藏	2両1分2朱	5両	—	3両	10両1分2朱	3両	「此分名前四貫島浅吉分有之候へ共、名前無之ニ付、浅藏へ渡ス」			

国	郡	村名 (村高(幕積分)、人数)	人名前	I 本人渡	II 家内渡	III 村方預	IV 手代 (or 幸領) 預	人足に渡す べき金額 (I~IV合計)	V 当度渡	その他、備考		
東成郡	摂津国	42 猪飼野村 (1118石余, 5人)	寅吉、安次郎、又吉、岩吉、卯之助	4人:7両 1人:9両	4人:3両1分2朱 1人:1両1分2朱	—	—	—	3両			
		43 北平野町 (254石余, 1人)	平五郎	—	—	—	—	—	3両			
		44 鵜野村 (977石余, 2人)	弥三七、権左衛門	—	—	—	—	—	3両			
		45 新喜多新田 (279石余, 1人)	吉右衛門	4両	6両1分2朱預(預先不明)		—	—	10両1分2朱	3両		
		46 赤川村 (1588石余, 5人)	卯兵衛、惣七、弥助、文吉、栄藏	10両	—	—	—	—	—	3両		
		47 中道村 (451石余, 2人)	鶴松	7両	—	—	—	—	10両1分2朱	3両		
			寅吉	7両	—	—	—	—	—	3両		
		48 本庄村 (805石余, 3人)	由松	2両1分2朱 【+3両】	5両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両村方ノ前貸持参」	
			庄兵衛	【+3両】	10両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
			辰藏	4両【+3両】	6両1分2朱	—	—	—	10両1分2朱	3両		
		49 大今里村 (980石余, 3人)	源之助、善兵衛、佐次郎	—	—	—	—	—	—	3両		
		50 天王寺村 (5718石余, 18人)	丑松、嘉次郎、藤兵衛、久兵衛、徳藏、喜兵衛、嘉左衛門、浅吉、弥兵衛、庄左衛門、長兵衛、庄次郎、甚右衛門、熊次郎、鶴次郎、亀次郎、駒吉、音次郎	—	—	—	—	—	—	—	0	駒吉(他史料では駒之助)
			51 友湖村 (313石余, 1人)	喜兵衛	10両1分2朱	—	—	—	—	10両1分2朱	3両	
			52 小橋村 (107石余, 1人)	寅吉	—	—	—	—	—	—	3両	
			53 木野村 (611石余, 2人)	音松、巳之助	—	—	—	—	—	—	3両	
			54 般若寺村 (430石余, 2人)	久七、藤八	10両1分2朱	—	—	—	—	10両1分2朱	3両	
			55 千林村 (882石余, 2人)	弥右衛門	5両	—	1分2朱	5両(幸)	10両1分2朱	3両	5両関目九右衛門預り	
				宗八	4両	—	1両1分2朱	5両(幸)	10両1分2朱	3両	5両幸領九右衛門預り	
			56 野江村 (303石余, 1人)	藤五郎	—	—	—	—	—	—	3両	
			57 馬場村 (155石余, 4人)	仁兵衛、文次郎、惣右衛門、藤八	—	—	—	—	—	—	3両	
			58 関目村 (389石余, 2人)	政七、武兵衛	—	—	—	—	—	—	3両	
		59 玉造村 (51石, 1人)	安吉	—	—	—	—	—	—	3両		
		住吉郡	60 北田辺村 (830石余, 2人)	嘉助、善(ママ伝カ)三郎	—	—	—	—	—	—	3両	善三郎(他史料では伝三郎)
			61 鷹合村 (170石余, 2人)	惣右衛門、直三郎	—	—	—	—	—	—	3両	
			62 庭井村 (170石余, 5人)	弥三七、安次郎、弥三兵衛、茂兵衛、儀兵衛	—	—	—	—	—	—	3両	
			63 南田辺村 (989石余, 3人)	伊兵衛	1両2分	—	—	3両	—	—	3両	
				六兵衛	3分	—	—	3両	—	—	3両	
		64 加賀屋新田 (303石余, 1人)	藤吉	7両1分2朱	—	—	3両	10両1分2朱	0			
		丹南郡	65 岩室村 (314石余, 2人)	政五郎、勝次郎	—	—	—	—	—	—	3両	
			66 今熊村 (397石余, 2人)	九右衛門、九次郎	—	—	—	—	—	—	3両	
		大鳥郡	67 船松村 (2996石余, 6人)	伊三郎、徳松	4両1分2朱 【+3両】	—	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両ツ、先貸」
				竹松	3両1分2朱 【+3両】	1両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先かし」
				定吉、弥兵衛	2両1分2朱 【+3両】	2両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先かし」、④は手代・三秋預
				富吉	3分2朱 【+3両】	3両2分	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先かし」、④は手代・三秋預
				治郎右衛門	3両1分2朱	4両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	他史料では源助の名あり(卯之助のどちらかは源助カ)、治三郎・西右衛門の名もあり
			68 北庄村 (2797石余, 4人)	卯之助	4両1分2朱	3両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	
				由松、卯之助	2両1分2朱	5両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	
			69 中筋村 (2543石余, 7人)	政次郎、辰造	2両1分2朱 【+3両】	2両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	
				亀吉、弥兵衛、作兵衛	1両1分2朱 【+3両】	3両	—	3両	—	10両1分2朱	3両	①「三両先貸」
				治三郎、平吉	2両3分2朱 【+3両】	1両2分	—	3両	—	10両1分2朱	3両	
			70 湊村 (766石余, 4人)	丑松、定吉、久吉、音吉	—	0	7両1分2朱	—	3両	10両1分2朱	3両	他史料では源藏の名あり
			71 上石津村 (1213石余, 3人)	利助、源藏、勘兵衛	—	—	—	—	—	—	3両	
			72 野代村 (190石余, 1人)	伊右衛門	—	—	—	—	—	—	3両	
			73 摩湯村 (399石余, 1人)	卯三郎	—	—	—	—	—	—	3両	
			74 三田村 (898石余, 2人)	和助、西右衛門	—	—	—	—	—	—	3両	
		75 包近村 (624石余, 1人)	九兵衛	—	—	—	—	—	—	3両		
		76 中村 (460石余, 1人)	久右衛門	—	—	—	—	—	—	3両		
		77 横川村 (314石余, 1人)	覚右衛門	—	—	—	—	—	—	3両		
		78 稲葉村 (670石余, 1人)	為右衛門	—	—	—	—	—	—	3両		
		村数、高計		78ヶ村 / 高61037.883179石								

(典拠) 三秋家文書 A-306 慶応元年 12 月「人足立出之節渡金取調書帳」。村高は前掲「旧高田領取調帳」、41 代地場のみ安永 2 年(1773) 高(『西成郡史』1915)。

(註 1) 記載がなく、計算不可の場合は「—」。金額が不一致の場合も、特に断らない限り史料上の数値に従った。【 】内の金額は村方などからの前借分。

(註 2) 同一村内で同額の場合はまとめて記載したが、金額は全て 1 人当りの額。42 猪飼野村のみ各人が受領した金額が不明のため、まとめて記載した。

【史料九】⁽⁵⁾

清田瀬十郎殿

(前文、第一〜第二条略)

^(第三卷)一右夫役人足共、当地出立之節、定之雑用金受取、右之内銘、

都合ニ寄村役人等江預ケ置候分、其外口ニ金六百弍拾六両弍

分、此度郡中^ニ其地江向正金可差送処、途中懸念ニ付、為差登

方取斗受度旨申立候ニ付、於御地佐ニ井半十郎殿^ヲ操替受取

候筈、今般御同人方江打合および候間、別紙右金受取手形御

代官連印之分壹枚差進候間、半十郎殿手附・手代江御引合、右

金御請取相成候ハ、割渡方之義者、いさゝ郡中惣代共^ニ申

進候筈ニ付、右^ニ而可被心得、且此後人足共雑用金受取度旨申

出候^与も、兼而定之期月^ニ不至候^而者、差送り不相成旨、惣代共江

申達置候間、左様御心得、前以人足共江其段御申渡可有之候

但、郡中惣代共^ニ割渡方申進候上^ニ而配分可被致候

(第四条、後文略)

^(慶応元年)
十二月廿八日

^(谷町手代)
高橋徹之進

^(谷町手代)
内山鷲郎

^(鈴木町手代)
小原忠五郎

^(鈴木町手代)
秋浦武助

^(鈴木町手代)
多久禮左衛門

三枚奉次郎殿

池山新平殿

一金六百弍拾六両弍分受取手形 壹枚

入記

【史料九】は大坂代官役所の手附・手代五名から、現地に出張中

の手代三名に宛てた御用状である。ここでは遠方への多額の送金は

危険なため、郡中からの提案通り、金銭は現地代官取扱いの御用金

で立て替えて下付すること、送金分の人足らへの下付については、

郡中惣代の指示に従うよう指示している。翌年正月六日に三枚らが

この御用状を受領した後、一三日には代官佐々井より受取手形が下

付され、代官桜井取扱いの御用金から金銭を受領し、手代三人で分

配した。⁽⁵⁵⁾翌日、三枚は宰領を呼び、人足らに渡す金二〇二両を預け

ている。ただし、住吉郡の人足には三枚が直接渡している。彼らが

金銭不足を訴えていなかったことは同郡出身の三枚が宰領を通さず、

彼らを直接管理・把握していたことにも起因すると考えられる。結

局今回の送金分は人足らに即刻下付されたが、以後人足の増給要求

で郡中や手代が難渋した様子はみられず、この方策は一定の効果が

あったと考えられる。このように、国元の大坂(代官役所―郡中)と

現地の広島(勘定所―代官役所手代―宰領)とで管轄地域の負担増加

を抑止する体制が構築されたのである。

第二節 管轄地域の負担の構造

人足らは病氣等で順次国元に帰され、慶応二年（一八六六）二月一七日時点で、残り三一人となっていた。この頃にはじきに農繁期となるため、手代から人足らの帰村を願うも、他の管下幕領からの人足派遣が進まなかったためにすぐには認められず、二五日にやつと人足一〇一人の帰村が勘定所より許可された。これで人足は当初の約半数になるため、その後の取締を池山・清田に任せ、三枚は先に帰坂することになる。三枚は二八日に広島を出立し、江波島から

《表⑦》鈴木町代官管轄地域の金銭負担

宰領・人足渡金 (郷宿入用・筆工手当等含)	金 3479 両 2 朱
高割分 (60%)	金 2087 両余
掛り高	77184.396 石
高 100 石ニ付	金 2 両 3 分、永 20 文
軒割分 (40%)	金 1391 両余
家数	22579 軒
1 軒ニ付	永 61 文 7 分

(典拠) 越知家文書貢租 154-1。

(註) 掛り高は慶応元年鈴木町代官支配高 76000 石余 (預所含) の値と近似しており、鈴木町代官管轄地域全体と考えられる。

船に乗り、三月初旬に着坂した。⁵⁷ 後の史料には、但馬・備中国幕領から代りの人足が派遣されたため、大坂代官管下の人足は二月限りで帰国したとあり、現地に残留した人足らも程なく帰国したようである。⁵⁸

人足の帰国後、五月頃には、鈴木町代官管下の郡中で、人足派遣にかかった費用を精算した。《表⑦》によると、郡中は人足の派遣数にかかわらず、全費用のうち六割を高割、四割を軒割で均等に割賦している。全費用の金三四七九両余には、郡中から宰領・人足への渡金のほかに、郷宿入用・筆工手当などが含まれている。鈴木町代官管下の人足は出発から一二月頃までは宰領九人・人足全二〇四人で、途中交代した人足や帰坂する人足もでてくるが、仮に多くの宰領・人足が帰坂するまで（慶応二年三月四日）の日数一〇七日で手当と餞別金の郡中からの支給分を計算すると、金三四九〇両余となる。二月頃には途中帰国者も出るため、その分は支給されていないはずだが、その他の諸経費も含めると、郡中支給分は規定額以上には増額されていないと見るべきであろう。これは前章で論じた管理体制が機能した証左でもある。しかし、郡中から一括で支給される金銭以外にも、別途人足への金銭支給、貸与があったことが次の史料からわかる。

【史料一〇】⁽³⁹⁾

慶応二年
寅五月廿日組合寄合之上、夫役人足出候村方ニハ、多少共失費
相立有之候ニ付、不出村方ノ余荷、左之通ニ相成

一廿式兩式分 才領・人足十五人江組合限り餞別

但、屯人金壹兩式歩宛

内

拾壹兩壹分 組合高割

拾壹兩壹分 人足不差出大^(式野)の村、外五ヶ村ノ余内

右割金、来廿五日植付届之節、濱屋方へ一同持参之積

【史料一〇】は慶応二年五月、稗島組で夫役人足関係費用を清算した際に作成された。組合内で人足を派遣した村の失費が、未派遣の村に比して嵩んでいたため《表①》(八一頁)、宰領・人足一五人分の組合限りの餞別金二二兩の内、半分を組合全体で高割、残りを人足未派遣の六カ村のみで割賦している。ここから郡中の支給分以外に、①組合限りの餞別金があったこと、また人足を派遣した村の負担が未派遣の村に比してより大きくなっていたことから、②村限りでも人足に対して金銭を負担する場合があったことがわかる。実際、稗島村では精算時点で郡中から受領した規定額より一人当たり金二兩を「渡過」していたが、この分は「村限之為餞別勘弁致遣ス」と棒引きしている⁽⁴⁰⁾。さらに同村の出費総額には、《表⑧》(次頁) B・D村

の立替分の利足やE人足三四郎の借金の弁済分も加わり、全体で郡中手当の受領額より金七兩以上不足している。E人足三四郎の借金の貸し手と見られる「藤」は、三枚の日記にも頻出する宰領藤宗一郎である可能性が高く、人足が手代だけでなく宰領にも現地で借金する場合があったことも窺われる。三四郎は広島で他の宰領からも借金しており、帰坂後、宰領から返金を要求されている【史料一一】。

【史料一一】⁽⁴¹⁾

覚

一金式分也

其村方三四郎殿ニ廣嶋表ニ而取替置候間、今ニ御渡不被下候故、御取立被下、只今此使之ものへ御渡可被下候、則賃御渡可被下候

慶応二年
寅四月廿六日

稗嶋村

御村方様

須磨組宰領

市三郎

本史料からは最終的に人足本人が返済したのか、村が弁済したのかは不明であるが、貸手は村を通して人足に返済を催促しており、人足が返済できない場合、村が最終的な責任を負わざるを得ない構

《表⑧》郡中よりの手当・餞別残金分、取替先への渡方

慶応2年5月郡中より受領 (人足3人への手当・餞別金 のうち未支給分)	金21両1朱・銭340文
A 慶応元年11月・12月稗 島村東組より出金分	金18両
B Aの取替利足 (103匁替8朱の積)	金3分・銭310文
C 慶応2年2月稗島村西組 より出金分	金9両
D Cの取替利足	金3朱・銭220文
E 人足(三四郎)借用分、 藤戻し分	金1分
小以 ⁶⁴	金28両3朱・銭530文
差引不足	金7両2朱・銭186文

(典拠)「越知家文書」貢租154-2。

造がここに表れている。慶応二年(一八六六)一二月、河内国丹北郡川辺村(幕領、管轄代官不明)が作成した夫役人足の入用勘定帳では、「亀吉芸地⁶⁵而宰領之者其他⁶⁶かり金、帰国後取詰催促有之、同人難渋ニ付、無拋村方⁶⁷返済致遣ス」として金二両二分一朱(代銀二〇九匁三分八厘)と利足銀八匁三分八厘を計上しており、亀吉という人足が広島で宰領らに借金をして、帰国後に返済を迫られたため、代わりに村が弁済したことがはっきり示されている。このように、①郡中支給分に加え、②組合村や村単位の手当・餞別金、③各人足が個

人的に現地で重ねた借金の弁済分全体が、管轄地域の負担となった。

第三節 手代の機能と二つの側面

前章より、現地において手代は(1)勘定方役人の指揮下での人足の統括や軍事関係部署の役人との連絡・交渉、(2)幕府支給の各種手当の申請や授受・分配などを担当した。(2)については、現地支給の臨時手当はもちろん、出張後に幕府との間で清算される手当金の申請も含まれる。信楽代官役所手代中村庄次郎は、三枚と同様に代官の管轄地域から採用され、人足取締のために広島に派遣されたが、出張前に人足への某代や臨時手当を役所から受領した際、「然ル上⁶⁸者、御用済之上、御勘定仕上可仕」と代官役所に誓約しており、出張中の経費を集計して勘定書を作成することが、手代の重要任務であった。第一次長州戦争時に、倉敷代官役所が賄御用を勤めた際も、代官が提出した勘定組伺書を基に、勘定所との間で経費を清算している。⁶⁹これらの職務遂行上、現地役人らと公的な文書のやり取りを交わす必要があり、また現地に集結しても、人足の管轄は代官役所ごとに分かれるため、役所ごとに役人を派遣する必要があった。幕府が「為取締手付・手代之内差添」を義務つけたのは、⁶⁵そのためである。

加えて、手代は(3)郡中に対する報告、および郡中や組合村・村が支給した金銭の管理をも行っていた。各管下幕領では郡中で規定し

《表⑨》手代の手当・餞別金額

種類	支給者	金額 (両)
1ヶ月分御手当 出立の節御手当として下渡	代官	5 5
1ヶ月分手当 餞別金（出立の節仕度手当）	郡中	5 20

（典拠）三枚家文書A-6、『宝塚市史』5巻所収225「長州征伐人夫差出し仕法」。

た手当以外に、村や組合村単位での手当支給や、現地で人足が重ねた借金の弁済により金銭負担が増加していた。これは人足が出身村や現地役人に金銭不足を訴える場合、各村は現地の状況を、現地役人は各人足の持参額などを把握していないことに一因があった。そこで郡中は各人足への金銭の支給状況を手代に把握させ、管理を委ねることと、人足への過度の出勤を防止した。それでも稗島村で人足一人当たり金二両を「渡過」していたように、郡中規定額以外の管轄地域の出勤を完全に防ぐことができたわけではなかったが、金一〇〜二〇両という大金を早々に要求した人足の事例を踏まえれば、郡中―現地役人による金銭管理体制が、これらのねだり行為を相当程度抑制していたといえよう。また、郡中の規定額自体は増額されなかった。

この(3)の機能については、管轄地域の負担抑制を目的とする点で、幕府御用の一環である(1)・(2)とは性質を異にする。これは通常の手代と異なり、三枚ら手代には幕府だけでなく郡中も手当を支給していたことにも関係しているとみられる。実は慶応元年（二八六五）一月一日の郡中集会では、人足を取り締まる手代に支給する手

当額も決められていた。《表⑨》によると、一カ月ごとの手当は幕府と同額、餞別は幕府の四倍もの額を郡中から支給している⁽⁶⁶⁾。つまり、三枚らは代官と郡中双方に雇用される存在であり、そのため郡中用をも担っていたのである。ここで三枚らの出自を確認すると、三枚家は北田辺村において文化七年（一八一〇）頃から百姓代、次いで年寄を、天保七年（一八三六）以降は三代にわたり庄屋を勤め、慶応二年には村内に三五石余（村内二位）の土地を所持していた⁽⁶⁷⁾。また、大坂周辺の町村役人らが請け負った大坂城賄（長州戦争時に大坂城に滞在した幕府諸役人の世話役）を、泰次郎と（池山）新平が勤めていたことが確認できるため、池山も鈴木町代官管下の村役人層であったと考えられ、摂津国西成郡九条村庄屋であった池山新平のことと同一とされる⁽⁶⁸⁾。手代に採用されると、三枚らの肩書は各々「内海多治郎手代」や「齋藤六蔵手代」となり⁽⁶⁹⁾、出身村名は記されず、苗字を称した。一方、御用勤を終えた泰次郎は、肩書が北田辺村庄屋となり、手代採用前と同様に苗字も公称していない⁽⁷⁰⁾。慶応三年、泰次郎は献金の褒賞として自他村の村役人と共に「其身一代苗字」を許されている⁽⁷¹⁾ことから、逆に苗字の公称は手代採用中のみ許されたもので、雇用終了後は一般の村役人と同様に扱われたことがわかる。このように、三枚らは村役人層から長州戦争の人足取締という特定の御用遂行のために臨時採用された手代で、なおかつ郡中からも雇用される存在であった。では、長州戦争時の人足取締にあたり、このよう

な手代を採用したのはなぜか。

戦時には人足の就労場所が徴発地域から遠隔になることに加え、戦地では需給バランスが崩れるため、物価急騰などの異常事態も発生しやすい。さらに、戦争の規模や期間は政局や戦況に応じて変わるため、事前に人・物資・金銭の必要数量を把握できないことが戦時の最大の特徴である。この点は日光社参などの軍事演習とも異なる。村役人層からの採用が代官命か、郡中の上申により実現したのかは不明であるが、地域有力者との人脈をもち、宰領や人足の実情に明るい村役人層から取締役を設定することで、手代の業務に加え、郡中との連絡も円滑化し、戦時における人足管理を機能させることが可能となったと考えられる。この点に関わって、郡中の代表たる郡中惣代が手代に採用されていないこともまた注目される。手代の三枚は住吉郡出身であったが、同郡の惣代庄屋兼郡中惣代は中喜連村庄屋の（佐々木）才三郎⁷²で、他の郡中惣代も国元に残っていた。地域運営に不可欠な惣代層は国元に残し、他の村役人層から人足の取締りや多額の金銭管理を任せるに足る人物を手代を選ぶことで、郡中と現地の手代との連繫体制が構築されたとみられる。これにより、人足管理を現地役所および現地派遣の手代の裁量にある程度任せつつ、現地と国元で情報を交換し、国元からも必要に応じて現地の手代に指示することができ、内戦期における人足管理が機能したのである。

おわりに

本稿では、長州戦争時の夫役人足の任地での動向から、人足使役上の構造的問題を明らかにした上で、人足管理体制を解明した。要点は前章にまとめたので繰り返さないが、人足管理にあたった大坂代官役所手代は、代官役所手代としての機能（第三章第三節(1)・(2)）とともに、郡中機能（同(3)）を果たしていたことを明らかにした。無論、戦闘が開始すれば人足管理はより困難を極めたであろうが、国元（代官役所―郡中）と現地（勘定所―代官役所手代―宰領）の協同での管理体制の構築により、兵站が機能したことは看過できない。これにより、遠隔地での人足の使役と管轄地域の負担の抑制が可能となった。

本事例の場合、この手代は管轄地域の村役人層から臨時採用されていた。鈴木町代官管轄地域の人足派遣方法を記した書付では、三枚らの肩書は「御手代格」となっており、三枚らは代官役所手代の格を与えられつつも、通常の手代とは異なる存在であったことがわかる。慶応元々二年の「県令集覧」（代官役所の属僚一覽）には、属僚を網羅していない可能性は残るものの、少なくとも三枚らの名はない⁷³。ここで参考になるのが、同じく長州戦争時に管轄地域から臨時的に雇用された信楽代官役所手代の例である。郡中の記録に残さ

れた手代採用時の請書には「楠葉村年寄庄次郎儀、御雇手代^二而人夫引纏御差立相成候」と、採用された中村庄次郎を「御雇手代」としている。このことより、三枚ら大坂代官役所手代も同様に、長州戦争の人足取締という特定の御用のために臨時で雇用された雇手代であったと推測される。雇手代については、戸森麻衣子氏が人員不足を補うための手代の臨時貸借・臨時雇用の一例として触れたのが管見の限り唯一で、雇身体制や実態はまったく検討されていないため、これについては別稿を用意している。

最後に、戦時の兵站業務における人足への指揮・命令系統上の問題を指摘しておく。筆者は第一章第二節において、歩兵付宰領が玉薬方より指示された水揚げの仕事を勘定方の判断で延日した例（二月八日）や、玉薬方配属の人足が問題を起こした際に、玉薬方から手代に人足の取扱い方について照会があり、勘定方にて処理された例（事例1）を挙げた。ここで問題となるのは、人足が軍事関係部署に配属された後も、人足への指揮・命令系統が一本化されていないことである。無論通常の兵站業務については、軍事関係役人が配属された宰領や人足に直接指示して使役したと考えられるが、宰領が指示に納得しない場合に勘定方の指示を仰いでいることや、問題発生の際は勘定方取扱いになることから、軍事関係部署は必ずしも配属された宰領や人足を完全に統率下にはおけず、勘定方を經由する必要があったと考えられる。各部署の職務分掌の子細について

は今後の課題であるが、少なくとも各部署配属後も人足が代官役所の支配を離れることはないため、人足は配属先である軍事関係部署と、支配を受ける代官役所―勘定所系統の二重の管轄を受けることになるのではないか。これは代官役所が人足を徴発する限り、現夫ではない雇人足であっても同様である。実際、信楽代官管轄地域では雇人足を派遣したが、人足が問題を起こした際は代官役所手代が対処している⁶⁶。一方、これは代官役所が徴発した歩兵とは異なる問題である。歩兵の場合、勤役中は一時的な身分変更により、士の末端に位置づけられ、代官役所支配を離れるためである。

江戸幕府にとって長州戦争は、久方ぶりの全国規模での実戦となり、その軍事体制は、長い間実戦経験のなかった近世社会において進展した平時の官僚システムを、軍事用に組み替える形で整えられた。幕府は兵営国家としての機能を最後に試された訳であるが、人足に対する二重の指揮・命令系統は、迅速かつ適合的な判断や指示を不可能にさせたであろう。この構造は、戦闘開始後により問題化すると思われる。長州戦争時の非戦闘員の徴用方法は、戊辰戦争時の新政府軍の軍夫――直轄地支配を担う知県事を通さず、新政府軍の軍夫方が直接徴発――とも、徴兵令により輜重兵部隊が各鎮台に編成され、さらに西南戦争の最中、民間から徴集した軍夫をも軍属として軍律の規制の対象とすることを明示した「誑法」以降のあり方とも異なる⁶⁷。近世の軍事動員において、非戦闘員は①軍隊に属

さない百姓に担われ、②領主ごと、さらに幕領の場合は、代官役所ごとの支配体制を用いて徴発された。この点をふまえると、戦時には、戦鬪員のみならず、非戦鬪員の徴用体制もまた、矛盾として表出するのではないか。幸い、長州戦争時に広島に出張した勘定方役人の関連史料も残存しており、近代への移行過程の問題も含めて、この課題をさらに追究することは可能であるため、別稿を期したい。

註

- (1) 研究史は後藤陽一「役家体制」(『日本歴史』二〇〇、一九六五年)に詳しい。
- (2) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年)、安藤正人「近世初期の街道と宿駅」(『講座・日本技術の社会史』日本評論社、一九八五年)、村田路人「近世広域支配の研究」(大阪大学出版会、一九九五年)など。
- (3) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、一九九八年)。
- (4) 熊澤(保谷)徹「慶応軍役令と歩卒徴発」(『歴史評論』五九三、一九九九年)など。
- (5) 『広島県史』近世二(一九八四年)一四〇九〜一四一〇頁。なお、『広島県史』によると、広島藩では仮病で帰村した人足などがいないか内密に調査していた程であった。
- (6) 久留島浩①「長州戦争と備中の幕領」(『史学雑誌』九〇一、一九八一年)、②『岡山県史』九巻四章三節「長州戦争と倉敷代官所管下の備中・美作幕領」(一九九一年)、共に後『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、二〇〇二年)所収。また、同氏は『鏡野町史』通史編(二〇〇九年)、五二四〜五二八頁において、美作幕領と津山藩領における人足徴発で、庄屋層から選ばれた手代下役が付き添い、人足らが広島までの物資運搬に従事した点を指摘している。ただし、具体的な管理の様相は不明である。他に、保谷徹「近世近代移行期の軍隊と輜重」(『歴史学研究』八八二、二〇一一年)、佐藤晃洋「長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向」(『大分県地方史』一一一、一九八三年)などがある。また長州戦争ではないが、岩城卓二氏は①「幕末期の畿内・近国支配」(『ヒストリア』一八八、二〇〇四年)で一橋領の人足・歩兵徴発、②「幕末期京都警衛における夫人足徴発」(『民衆研究』九七、二〇一九年)で小田原藩領の人足徴発を事例に、中間層に心が集中した地域社会論に対して、人足や歩兵の担い手であった下層民の動向を注視し、その徴発実態を明らかにしており、注目される。また、『講談社現代新書 戦争と民衆』講談社、二〇一八年)では、禁門の変の際に長州藩に人足として雇用された者が戦地の京都に行くことを聞いて逃げだそうとしたが、無理やり連れて行かれた様子が描かれており、戦下の人足管理の難しさが垣間見える。
- (7) 久留島前掲書二五〇〜二五一頁。
- (8) 『国史大辞典』四巻(吉川弘文館、一九八四年)「軍事制度〔近世〕」尾藤正英執筆。
- (9) 井上清『新版日本の軍国主義』(現代評論社、一九七五年)、熊澤(保谷)徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(板野潤治編『日本近現代史』一、岩波書店、一九九三年)など。
- (10) 三枚家文書(三枚義潔氏所蔵)。なお、大坂代官管轄地域では、大坂城賄などの負担が勘案されて兵賦は免除されていた(河内国茨田郡門真三番村野口家文書(関西学院大学図書館所蔵)C113_1_11「御進発三付藝州表江夫役人足差出一件并歩兵差出二付一件控」)。
- (11) 三枚家文書A-445安政五〜慶応二年(一八五八〜一八六六)「御触書御用

留帳」。

- (12) 小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』(塙書房、二〇一一年)、大野瑞男編『江戸幕府財政史料集成』上巻(吉川弘文館、二〇〇八年)所収「御代官御預所御極高」。大坂代官と記す場合は鈴木町・谷町両代官を指し、各々を区別する場合は、鈴木町代官、谷町代官と記す。なお、激しい最寄替(管轄替)により、代官の支配高は数ヶ月単位でかわることもしばしばあり、その上代官の支配高を把握できる史料はごく限られるため、正確な実数値を知ることが容易でない。そのため、同年度であっても支配高が史料によって異なる、または誤差が生じる場合があることを予め断つておく。
- (13) 戸森麻衣子氏は、手附・手代の存在形態から幕領支配の実態解明を進める中で、手代文書を調査している(『近世後期の幕領代官所役人』、『史学雑誌』一一〇―三、二〇〇一年)など。
- (14) 久留島前掲書二四四―二四七頁。代表として大坂代官内海と齋藤が触れ受け取った。
- (15) 三枚家文書A-334-9「申渡」。なお、「」は原史料になく、目録上の仮題であることを示す。
- (16) 三枚家文書A-6 慶応元年(一八六五)十一月「手控」。
- (17) 摂津国西成郡碑島村越知家文書(大阪公立大学中百舌島図書館所蔵)頁租154「長防御差向夫役人足一件書類入」-1 慶応元年(一八六五)十一月二日「長防御人足夫役之儀」付諸扣」。
- (18) 三枚家文書A-345-1 安政六年(一八五九)四月「諸願書・諸証文控」。
- (19) 『新修 大坂市史料編』第二巻近世W村落2(二〇二二年)所収第八章19 慶応二年(一八六六)二月「芸州行夫役人足入用勘定帳」。なお、『堺市史 続編』第一巻(一九七一年)によると、慶応二年四月、大坂代官管轄地域に備中行人足の徴発が命じられたようであるが、詳細は不明である。ただし、そののちの時点で、すでに当該地域の割当分の七割方まで人足を差し出したとしており、鈴木町代官支配所高七七一八四石余(表⑦-1)』

分の人足の七割は約二七〇人であるため、表⑥以外に備中行を命じられた人足や少数の追加派遣はあったようである。

- (20) 三枚家文書A-345-1、A-445、K-153 慶応二年(一八六六)八月「御請印形帳」。
- (21) 人足の特定には、三枚家文書A-6、A-384 元治元年(一八六四)三月「宗門御改員数帳」、碑島村分は越知家文書頁租154-1、宗門改54 元治二年三月「宗門帳」、秤量・書物18 慶応三年(一八六七)九月「質屋其外余業之者書上帳」を使用した。なお、北田辺村人足嘉助など、宗門帳には見えない者もいた。また御用物運搬中に「人足四人足痛之由願立候」付、問屋へ申付、人足拵させ候」と、人足が発病し、現地雇で凌いだ場合があった(A-238 慶応元年十一月「藝勢行道中日記」)。「堺市史 続編」第一巻(一九七一年)でも、人足の一部は少なくとも安政元年(一八五四)に困窮人として施銀を受けていることが指摘されている。
- (22) 一橋領では、播磨国人足がより高給を得ていることを知った他国の人足が、増給を要求していた(前掲岩城論文①、一四〇―一四二頁)。
- (23) 野口家文書C-113-1-2「御進発夫役人足一件手控」。慶応二年(一八六六)六月に人足を派遣した高槻藩預所は宰領に鈴木町代官管轄地域と同額の手当を支給していることが確認できる(『新修茨木市史』二巻、二〇一六年)、上田長生執筆、六八―六八二頁)。
- (24) 三枚家文書A-6のうち、慶応元年(一八六五)十一月四日「乍恐以書附奉願上候」・「差上申御請書」など。【史料一】第四条では幕府の御手当金(基本給)分を事前に拝借する予定とされているが、御手当金は御用中に下付された形跡はない。御用済後、手代による人足の従事日数の報告に基づき、幕府から郡中に一括支給されたと考えられる(越知家文書頁租154-1・154-2「夫役人足賃勘定見」)。
- (25) 三枚家文書A-238。当初三四〇人の予定であったが(越知家文書頁租154-1)、運搬人数が足りず、急遽人足が追加徴集され、出発日も一四日か

ら一五・一六日に変更されている。

- (26) 三枚家文書 A-238、A-301〔覚〕。
- (27) 三枚家文書 A-238、A-240「手控」、A-334-3〔覚〕、A-334-17「御勘定方 廣島出陣」。代官については他に『徳川幕府全代官人名辞典』（東京堂出版、二〇一五年）、あさくらゆう「代官・佐々井半十郎について」（『茨城史林』三三、二〇〇九年）五八頁。
- (28) 三枚家文書 A-238「藝刃行道中日記」（慶応元年〔一八六五〕十一月一日〜二月二日）・A-240「手控」（慶応二年正月元日〜三月三日）。両史料とも御用日記で、後者は前者の続きに当たる。
- (29) 三枚家文書 A-334-15〔覚〕。
- (30) 三枚家文書 A-109 慶応元年（一八六五）二月「広嶋表 御用留」。
- (31) 『芸藩志』八卷（文献出版、一九七七年）所収「芸藩志」五二、二月八日条。『新修 広島市史』第二卷（政治史編）（一九五八年）四〇三〜四〇七頁にも、戦闘開始までの広島城下での準備状況が記されている。
- (32) 三枚家文書 A-318-1 慶応元年（一八六五）二月「御用留」。
- (33) 広島までの道中でも、慶応元年（一八六五）十一月一日、「才領者人足 諸方^ニ泊り居候^ニ付、宿と尋居候内、宿方之者案内悪敷、作事方宿へ案内仕候処、無燈提^ニ罷越候段紛敷^ニ人足打擲等いたし」とあり（三枚家文書 A-238）、人足らのトラブルは他にも多くあったとみられる。
- (34) 内訳は鳴尾村四人、今津村二人、越水村二人、守具村二人、越城岩新田一人（三枚家文書 A-109）。
- (35) 手代の三枚は「御勘定森治郎七様宿近辺」の播磨屋町光宗屋儀右衛門方に宿泊していたが、配下の先隊付宰領・人足は当初広島町続平塚村庄屋孫三郎方に、二月八日より竹屋町圓隆寺に宿泊し、翌年二月には再び平塚に宿替えした（三枚家文書 A-238、A-240）。
- (36) 三枚家文書 A-318-1。
- (37) A-328 寅（慶応二年（一八六六）二月二日〔書状〕。弥右衛門の弟は大

砲方に附添い、現地に滞在していた。

- (38) 三枚家文書 A-318-1。
- (39) 包紙によると、差出人は船松村庄屋の赤沢哲三郎、詰合惣代の勝重次郎・佐々木才三郎。
- (40) 三枚家文書 A-305-2（慶応元年〔一八六五〕十一月六日〔書状〕。A-305-1の包紙に封入）。
- (41) 三枚家文書 A-6。
- (42) 三枚家文書 A-110-2〔覚〕。
- (43) 三枚家文書 A-109。
- (44) 三枚家文書 A-109、A-334-23 慶応元年（一八六五）二月〔書状〕。
- (45) 三枚家文書 A-109。
- (46) 三枚家文書 A-109。
- (47) 三枚家文書 A-109、A-238、A-247 慶応元年（一八六五）十一月五日〔書状〕、A-318-1。役所からは半月〜一ヵ月分が手代に一括で支給されるが、それを手代や宰領が預り、人足には五日分程に分けて渡すなどして金の使込みを防ぐ工夫をしている。
- (48) 三枚家文書 A-319（慶応元年〔一八六五〕二月二日〔書状〕）。
- (49) 三枚家文書 B-63 丑（慶応元年〔一八六五〕二月二七日〔要望書〕。郡中との手紙は、主に大坂―広島間を往来する諸役人や帰坂する宰領などに託され、到着まで六日〜二週間強を要した。【史料六】、【史料七】は滞坂していた倉敷代官役所手代下役が大坂を出立する際（二七日）に託されたこと見え、三枚のもとには翌年正月一〇日に届いた（A-240、A-291〔書状〕、A-331-1〜4）。
- (50) 例えば、三枚は二月二五日に船松村徳松へ「預り之内金壹両渡し」、晦日に宰領に頼まれ、北田辺村嘉助と九条村文吉に一両ずつ貸与した（三枚家文書 A-238、A-299「買物手控」）。
- (51) 三枚家文書 A-331-2（慶応元年〔一八六五〕二月念一日〔書状〕（佐々

木才三郎↓三枚)。

- (52) 三枚家文書B-63でも、「住吉村才領栄三郎上坂便封中御渡相成候人足共
ゝ其村役人当之書状ハ何共不都合ニ有之、右等不埒之周旋致し候もの者、当
地ニおいて色々評定も致し居候事ニ御座候」と、現地で不届な周旋を行う者
の存在を疑っている。

- (53) 『宝塚市史』五卷(一九七八年)所収225「長州征伐人夫差出し仕法」(川
辺郡平井村乾家文書)。乾家は当主平右衛門が幕末期に一橋領の惣代庄屋
をつとめ、御用人足・歩兵の取締に深く関わったため(岩城前掲論文①)、
当該史料が残されたと考えられる。

- (54) 三枚家文書A-313(慶応元年(一八六五))一二月二八日「書状」。

- (55) 三枚家文書A-318-1。

- (56) 三枚家文書A-110-1慶応二年(一八六六)二月一日「歩役人共帰国之
儀奉願候書附」、A-246寅(慶応二)年二月「病人足帰坂之義申上候書付」、
A-292慶応二年二月三日「病人人足之もの奉申上候書付」、A-302寅(慶応

二)年二月「病氣夫人足服薬員数書」、A-318-1。人足が発病した場合、手
代が勘定所に願い、現地役人による見分後帰国が許可されたため、仮病で
の帰国は困難であったと考えられる。隊付医師が病氣の人足を治療してお
り、投薬した薬名・量等の届出の控も残る。ただし、二月頃の一斉帰国に
ついては、人足の活動期限が未設定であったための処置で、建前上病氣と
されたとみられる。

- (57) 三枚家文書A-240・A-318-1。人足らも船で帰坂し、各人に船賃と船中賄
代が支給された。

- (58) 前掲『宝塚市史』五卷(一九七八年)225「長州征伐人夫差出し仕法」。

- (59) 越知家文書頁租154-1。

- (60) 越知家文書頁租154-2。

- (61) 越知家文書頁租154-3「覚」。市三郎については《表②》(註2)を参照の
こと。

- (62) 『新修 大阪市史 史料編』第二卷近世VII村落二(二〇二二年)所収第八
章19慶応二年(一八六六)一二月「芸州行夫役人足入用勘定帳」。

- (63) 野口家文書C-113-1-2所収「雑用金証文之事」。

- (64) 久留島前掲書二〇九〇二二頁、維新史料引継本Iは1886-B田中家
文書(東京大学史料編纂所蔵)1「子年御進発御入用一件留」うち慶応二
年(一八六六)「御進発ニ付、芸州広島外式ヶ所出張役々御賄向其外御用中
罷出候ニ付、御扶持并諸雑用渡方子御勘定組伺書」。

- (65) 三枚家文書A-334-9。

- (66) 前掲『宝塚市史』五卷(一九七八年)所収225「長州征伐人夫差出し仕法」
では、幕府・郡中から与えられるこの手当のことを、各々「御給金壹ヶ月
五兩宛被下分」、「又右同断 郷方より」と表現している。

- (67) 三枚家文書A-346天保七年(一八三六)一〇月く安政三年(一八五六)
九月「請願書控」、A-385慶応二年(一八六六)三月「宗門改員数帳扣」、
B-179文化七年(一八一〇)八月「当年早稲追刈揚小前帳」。

- (68) 越知家文書支配19-1慶応元年(一八六五)閏五月「御進発手控」。池山
新平については『日本歴史地名大系28 大阪府の地名』I(平凡社、一九八
六年)を参照。

- (69) 勘定所への願書・請書のほか、三枚家文書A-287寅(慶応二)年(一八六
六)二月八日「書状」。

- (70) 三枚家文書A-385、B-22慶応二年(一八六六)三月「去丑年小入用帳」。

- (71) 三枚家文書K-244慶応三年(一八六七)一〇月一日「年恐口上」。

- (72) 摂津国住吉郡中喜連村佐々木家文書(関西大学図書館所蔵)710文化一〇
年(一八一三)八月「住吉郡諸用向帳」。佐々木家は少なくとも文化一〇年
以降、代々住吉郡の郡中惣代を勤めていた。

- (73) 前掲『宝塚市史』五卷(一九七八年)所収225「長州征伐人夫差出し仕法」。
(74) 慶応元年(一八六五)分は渡辺一郎編『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四
巻(柏書房、一九六七年)、慶応二年分は村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代

官史料』(吉川弘文館、一九七五年)所収。

(75) 前掲戸森論文、一〇五〜一〇六頁。

(76) 徴発令の規定に反し、信楽代官管轄地域では大坂で人足を雇用している(野口家文書C113-1-2)。

(77) 小林紀子「戊辰戦争時の軍夫負担と在地支配」、『史学雑誌』一一三、三、二〇〇四年)四八〜五〇頁、猪飼隆明『西南戦争』(吉川弘文館、二〇〇八年)一八二頁。

付記

本稿は、大阪大学日本史研究室にて行った三枚家文書整理の成果に基づき、執筆したものである。同文書の使用をご快諾いただいた三枚義潔氏・貞子氏ご夫妻に心より感謝申し上げます。また執筆に際し、大阪公立大学中百舌鳥図書館、関西学院大学図書館、関西大学図書館、東京大学史料編纂所の皆様にご高配を賜った。田中家文書については大野瑞男氏のご教示を得た。記して感謝申し上げます。

なお、本稿脱稿後に、白杉一葉「幕長戦争における幕領村夫役の様相——大坂代官手代三枚義良の日記「手控」の翻刻と紹介」(『大阪の歴史』第九三号、二〇二三年)に接した。本稿でも使用した日記の史料紹介であるため、併せて参照された。

また、本研究はJSPS科研費20K22021「公益財団法人高梨学術奨励基金の助成を受けたものである。

